

日本原子力発電株式会社東海発電所に係る
廃止措置計画の实用炉規則第119条に
規定する認可の基準への適合性に関する
審査結果

令和2年3月

原子力規制庁

日本原子力発電株式会社東海発電所に係る
廃止措置計画変更認可申請書に関する審査書

目次

1. 本審査書の位置付け	… 1
2. 申請の概要	… 1
3. 審査の内容	… 1
3-1. 取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更	… 1
3-1-1. 申請書本文に対する審査の内容	… 1
3-1-2. 申請書に添付する書類に対する審査の内容	… 2
3-2. 記載の適正化に伴う変更	… 2
4. 審査の結果	… 2

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6第3項の規定に基づいて、日本原子力発電株式会社（以下「申請者」という。）が提出した「東海発電所廃止措置計画変更認可申請書」（令和元年11月22日付け廃室発第82号をもって申請、令和2年3月19日付け廃室発第128号をもって一部補正。以下「申請書」という。）の内容が、法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6第4項の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第119条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

2. 申請の概要

申請者が提出した申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

（1）取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更

東海第二発電所防潮堤設置に伴い、東海発電所の取水路及び放水路の一部を閉塞し、当該部分を解体対象となる施設から除くことに伴い、次の本文事項及び関連する添付書類事項を変更する。

- ・五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

（2）記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い、関連する条文を変更する。

3. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請が、法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6第4項の規定に基づく実用炉規則第119条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合することを確認するため、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第13112716号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）に基づき、審査した。

3-1. 取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更

3-1-1. 申請書本文に対する審査の内容

以下では、取水路及び放水路の一部閉塞に伴う本文事項の変更について、実用炉規則第116条第1項第5号の審査基準への適合性を説明する。

(1) 第5号関係（解体対象となる施設及びその解体の方法）

第5号については、審査基準において、原子炉設置許可がなされたところにより廃止措置対象施設の範囲を特定し、当該施設のうち解体の対象となる施設を定めていることを要求している。

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、申請者が、本申請において、東海発電所の汚染のない取水路及び放水路の一部を解体の対象となる施設から除外するものであり、廃止措置対象施設は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設とする方針に変更はないこと、解体の対象となる施設は、廃止措置対象施設のうち、汚染のない建屋地下部及び基礎を除くことに加えて、東海第二発電所防潮堤設置に伴い、東海発電所の取水路及び放水路の一部を閉塞する部分を除くとし、解体の対象となる施設を定めていることを確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

3-1-2. 申請書に添付する書類に対する審査の内容

以下では、取水路及び放水路の一部閉塞に伴う添付書類事項の変更について、実用炉規則第116条第2項第6号の審査基準への適合性を説明する。

(1) 第6号関係（廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設等及びその性能等並びにその性能等を維持すべき期間に関する説明書）

第6号については、審査基準において、廃止措置期間を見通し、廃止措置の段階に応じた維持すべき設備・機器及びその機能並びに必要な期間が適切に設定されていることを要求している。

規制庁は、申請者が、本申請において、取水路及び放水路の閉塞範囲は、洗濯廃液等の希釈取水機能及び希釈放流機能に影響のない範囲であり、同機能を管理区域解除工事が終了するまで維持することに変更はないことを確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

3-2. 記載の適正化に伴う変更

規制庁は、告示名等の記載の適正化に伴う変更があった箇所については、適正に変更されていることを確認した。

4. 審査の結果

日本原子力発電株式会社が提出した「東海発電所廃止措置計画変更認可申請書」（令

和元年11月22日申請、令和2年3月19日一部補正)を審査した結果、当該申請は、法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6第4項の規定に基づく実用炉規則第119条各号に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているものと認められる。